において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。）が」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十六条の八において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限る。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十六条の六第八項を同条第九項とし、同条第七項中「、第四項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の規定は」を「第五項の規定は、政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十六条の七第一項中「内国法人が同項」を「内国法人が、同項又は同条第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国子会社等の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国子会社等の同条第四項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該個別課税対象金額」の下に「又は当該個別部分課税対象金額」を、「の課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「内国法人が」を「内国法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国子会社等の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十六条の八第一項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第十項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第九項前段の」に改め、「第六十六条の八第二項前段」の下に「又は第九項前段」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第八項若しくは第十項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「課税済金額若しくは個別課税済金額」を「課税済金額等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「、課税済金額」を「、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額」に、「又は個別課税済金額」を「、間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別課税済金額、個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。）若しくは個別間接課税済金額（次項において「課税済金額等」という。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、「分割前十年内事業年度又は」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の六項を加える。

8　内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。